

# 日出町及び株式会社サンリオエンターテイメントの ハーモニータウンの形成に関する包括連携協定書

日出町（以下「甲」という。）及び株式会社サンリオエンターテイメント（以下「乙」という。）は、日出町におけるハーモニータウンの形成について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がこれまで築いてきた関係を大切にし、相互に更なる連携を図り、経済・社会・環境の三側面から新たな価値を創出するとともに、ハーモニーランドへの誘客を核としたハーモニータウンの形成をもって、“ハローキティとくらすまち”日出町において、地域振興及び観光振興等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項に連携して取り組むものとする。

- 町民のウェルビーイングの向上及びシビックプライドの醸成に関すること
  - 地域の活性化に関すること
  - ハーモニーランドの誘客に関すること
  - ハーモニーランドの将来的なエンタメリゾート化に向けた観光基盤の整備に関すること
  - 日出町内の周遊型観光の促進に関すること
  - 移住定住の促進に関すること
  - 地産地消の推進に関すること
  - SDGsの推進に関すること
  - 女性活躍及び子ども・若者活躍の推進に関すること
  - 大学及び企業等との連携に関すること
- 2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議するものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。
- 4 甲及び乙が別途合意する場合を除き、甲及び乙は、本協定の履行に際して各々に生じる費用については、自らが負担し、相手方に対してその支払いを請求しないものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した秘密情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方（甲においては乙。乙においては甲。）の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 甲及び乙は、本協定が第6条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

3 甲及び乙は、法令により開示を求められた相手方の秘密情報については、当該開示の必要な範囲でのみ開示できるものとする。この場合、事前に（事前が困難な場合は事後速やかに）相手方に通知するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第5条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方（甲においては乙。乙においては甲。）は何らの催告を要せず本協定を終了させることができる。なお、甲又は乙が本条の規定により本協定を終了させた場合、終了された相手方に損害が生じて、終了させた当事者は賠償責任を負わない。

- 甲及び乙又は甲及び乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であるか、又は反社会的勢力であった場合
- 甲及び乙又は甲及び乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、不当な資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- 前各号に掲げる場合のほか、甲及び乙又は甲及び乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもっている場合
- 甲及び乙又は甲及び乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲又は乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義が生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ自署のうえ、各自1通を保有する。

令和8年2月22日

甲（所在地）大分県速見郡日出町2974番地1

（団体名）日出町

（代表者）日出町長

安部 徹也

乙（所在地）東京都多摩市落合1丁目31番地

（団体名）株式会社サンリオエンターテイメント

（代表者）代表取締役社長

小巻 豆夫